



鳥取県公報

令和6年5月21日（火）
第9597号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（2件）（343・344）（とっとり弥生の王国推進課）・・・2 肥料の登録事項に係る変更の届出（345）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・2 公共測量の実施（346）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（347）（港湾課）・・・・・・・・・・・・・3 開発行為に関する工事の完了（2件）（348・349）（西部総合事務所環境建築局）・・・5 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（350）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・5 指定納付受託者の指定（351）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・・6
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

告 示

鳥取県告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、とっとり弥生の王国推進課が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21	令和6年4月1日	令和6年4月1日	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
青谷かみじち史跡公園スマイルTKパートナーズ	鳥取市相生町四丁目411	令和6年3月18日	〃	〃

鳥取県告示第344号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、とっとり弥生の王国推進課が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
株式会社ドリームかわはら	〃
株式会社ふるさと鹿野 鳥取市鹿野往来交流館童里夢	〃
鳥取県教科図書販売株式会社	〃
公益財団法人鳥取市文化財団	〃

鳥取県告示第345号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があったので、同法第16条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称及び住所	変更の内容			変更年月日
				変更事項	変更前	変更後	
鳥 取 県 第563号	魚廃物加工肥料	フィッシュソリュブル吸着6	アスカバイオ株式会社 東京都中央区日本橋茅場町二丁目17-6	所在地の変更	東京都中央区日本橋二丁目16-7	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17-6	令和6年4月1日
鳥 取 県 第564号	魚節煮かす	カツオ10	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年5月8日から令和7年2月26日まで
- 3 作業地域 鳥取市河原町小河内地内

鳥取県告示第347号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 しゅん功認可を受けた者の名称及び代表者の氏名

境港市

境港市長 伊達 憲太郎

- 2 埋立ての免許の年月日及び番号

平成28年6月11日鳥取県指令第201600039998号

- 3 しゅん功認可の年月日

令和6年4月25日

- 4 埋立区域

(1) 位置

境港市渡町字下ノ袖2413-22から同町字宝財1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と68の地点とを結んだ線により囲まれた区域

1の地点 境港市渡町に設置されている3級基準点H15-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）

から99度9分43秒、102.08メートルの地点

2の地点 1の地点から55度2分49秒、5.82メートルの地点

3の地点 2の地点から53度54分43秒、37.94メートルの地点

4の地点 3の地点から50度7分1秒、4.74メートルの地点

5の地点 4の地点から53度30分51秒、12.17メートルの地点

6の地点 5の地点から52度41分30秒、21.06メートルの地点

7の地点 6の地点から53度5分26秒、16.21メートルの地点

8の地点 7の地点から53度5分26秒、7.58メートルの地点

9の地点 8の地点から323度46分19秒、42.20メートルの地点

10の地点 9の地点から323度46分19秒、4.86メートルの地点

11の地点 10の地点から323度46分19秒、3.20メートルの地点

12の地点 11の地点から49度33分39秒、21.66メートルの地点

13の地点 12の地点から45度52分14秒、3.54メートルの地点

14の地点 13の地点から132度14分38秒、12.44メートルの地点

15の地点 14の地点から131度47分0秒、6.50メートルの地点

16の地点 15の地点から129度9分18秒、2.15メートルの地点

17の地点 16の地点から132度13分35秒、2.77メートルの地点

- 18の地点 17の地点から132度13分35秒、0.83メートルの地点
19の地点 18の地点から131度50分24秒、1.41メートルの地点
20の地点 19の地点から131度50分24秒、2.13メートルの地点
21の地点 20の地点から131度50分24秒、2.04メートルの地点
22の地点 21の地点から131度0分47秒、4.18メートルの地点
23の地点 22の地点から131度0分47秒、4.32メートルの地点
24の地点 23の地点から131度0分47秒、3.72メートルの地点
25の地点 24の地点から131度0分47秒、1.72メートルの地点
26の地点 25の地点から131度0分47秒、1.54メートルの地点
27の地点 26の地点から131度0分47秒、1.91メートルの地点
28の地点 27の地点から131度0分47秒、0.66メートルの地点
29の地点 28の地点から127度41分14秒、7.69メートルの地点
30の地点 29の地点から132度0分37秒、11.32メートルの地点
31の地点 30の地点から124度41分9秒、1.17メートルの地点
32の地点 31の地点から131度11分37秒、7.63メートルの地点
33の地点 32の地点から131度22分38秒、1.84メートルの地点
34の地点 33の地点から131度22分38秒、2.73メートルの地点
35の地点 34の地点から131度22分38秒、4.48メートルの地点
36の地点 35の地点から131度22分38秒、4.13メートルの地点
37の地点 36の地点から131度22分38秒、0.94メートルの地点
38の地点 37の地点から129度20分3秒、0.48メートルの地点
39の地点 38の地点から129度20分3秒、19.74メートルの地点
40の地点 39の地点から129度20分3秒、0.35メートルの地点
41の地点 40の地点から129度58分29秒、2.99メートルの地点
42の地点 41の地点から129度58分29秒、1.48メートルの地点
43の地点 42の地点から129度58分29秒、7.28メートルの地点
44の地点 43の地点から129度58分29秒、1.97メートルの地点
45の地点 44の地点から129度58分29秒、3.54メートルの地点
46の地点 45の地点から130度6分16秒、1.35メートルの地点
47の地点 46の地点から130度6分16秒、3.28メートルの地点
48の地点 47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点
49の地点 48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点
50の地点 49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点
51の地点 50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点
52の地点 51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点
53の地点 52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点
54の地点 53の地点から221度13分59秒、27.60メートルの地点
55の地点 54の地点から308度49分27秒、55.70メートルの地点
56の地点 55の地点から251度23分33秒、8.30メートルの地点
57の地点 56の地点から310度20分18秒、7.08メートルの地点
58の地点 57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点
59の地点 58の地点から316度8分16秒、0.27メートルの地点
60の地点 59の地点から234度34分46秒、2.06メートルの地点
61の地点 60の地点から317度13分29秒、0.23メートルの地点
62の地点 61の地点から234度32分6秒、39.09メートルの地点

- 63の地点 62の地点から323度28分40秒、0.16メートルの地点
64の地点 63の地点から232度58分47秒、5.92メートルの地点
65の地点 64の地点から234度40分52秒、19.02メートルの地点
66の地点 65の地点から229度6分57秒、5.13メートルの地点
67の地点 66の地点から234度35分30秒、20.31メートルの地点
68の地点 67の地点から231度23分51秒、23.13メートルの地点

(3) 面積

10,108.80平方メートル

5 関係図書の見覧場所

境港市建設部管理課

鳥取県告示第348号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年3月21日 鳥取県指令第202300310939号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市外江町字千本小松
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥根県松江市西川津町3365-30
株式会社いしくら 代表取締役 石倉 悠

鳥取県告示第349号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年1月27日 鳥取県指令第202100263391号
令和6年5月1日 鳥取県指令第202400034719号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市潮見町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市昭和町5-17
三光株式会社 代表取締役 三輪 昌輝

鳥取県告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県が保有する車両に係る自動車重量税等の還付金の収納に関する事務

- 2 委任を受けた出納員
鳥取県警察本部警務部警察会計課
室長補佐 尾崎 知至
- 3 委任期間
令和6年5月21日から令和7年3月31日まで

鳥取県告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社カルティブ 神奈川県横浜市西区高島二丁目19-12スカイビル
- 2 指定年月日
令和6年4月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
インターネットを利用して収納する企業版ふるさと納税に係る寄附金

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字太一垣字シコ谷東平600、601、603、604、字シコ谷616の14、616の19から616の21まで、616の25、616の33、616の36、616の52、616の53、616の57、616の58、616の68、616の82、616の89、616の94、616の103、616の107、616の108、616の121、616の122、616の128、616の130、616の132、616の138、616の141、616の188、大字中村字大藤谷口長坂頭645の40、645の85、645の101、字大藤大平647、648の4、648の9、648の16、648の27、字大藤谷奥西平650の10、字本谷東柳園653の3、字本谷ノホソ659の4、659の8、字寺谷西平680の2、字納谷頭792の5、792の6、大字尾張字尾張谷364の2、364の143、364の179から364の181まで、364の195、364の196
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和6年2月21日付農林水産省告示第359号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年5月21日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和6年6月12日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
経験者講習		令和6年6月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算システム改修業務（令和5年度税制改正等対応（総務省報告様式対応等）） 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定 令和6年3月21日

した日

- | | |
|--------------------|---|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 31,955,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算システム改修業務（共通納税対象税目拡大対応（軽油引取税））一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年3月21日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 42,504,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部税務課
鳥取市東町一丁目220 |